

三重県公安委員会規程第2号

三重県警察署協議会の委員の委嘱等に関する規程を次のように定める。

平成24年9月21日

三重県公安委員会委員長 田中 彩子

三重県警察署協議会の委員の委嘱等に関する規程

改正 平28県公委規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第3項に規定する警察署協議会の委員(以下「委員」という。)の委嘱及び三重県警察署協議会条例(平成13年三重県条例第5号)第3条第4項に規定する委員の解嘱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推薦)

第2条 警察署長(以下「署長」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者を委員候補者として、警察署協議会委員推薦書(様式第1)により三重県警察本部長(以下「本部長」という。)を経由して、三重県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に推薦するものとする。

- (1) 当該警察署の管轄区域内に居住し、又は通勤していること。
- (2) 地域の安全に関する問題に深い関心があること。
- (3) 健康であり、職務の遂行に十分な熱意があること。

(委嘱)

第3条 公安委員会は、前条の委員候補者を審査して、委員に適任である者を選定するとともに、本部長を経由して署長に通知するものとする。

2 公安委員会は、委員を委嘱するときは、委嘱状(様式第2)を交付して行うものとする。

(解嘱)

第4条 署長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その該当する事由を明らかにした警察署協議会委員解嘱上申書(様式第3)により本部長を経由して、公安委員会に提出するものとする。

- (1) 第2条第1項各号のいずれかを欠くに至ったとき。
- (2) 職務を怠ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない非行があったとき。
- (4) 本人から辞職の申出がなされたとき。

2 公安委員会は、前項の警察署協議会委員解嘱上申書を確認し、必要により委員の解嘱を決定するものとする。

3 委員の解嘱は、解嘱通知書(様式第4)を交付して行うものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員の委嘱等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則〔平成28年3月29日三重県公安委員会規程第7号〕

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1 (第2条関係)

三重県公安委員会 様

警察署協議会委員推薦書

発第 号
年 月 日

次のとおり推薦します。

警察署長

No.	ふりがな 氏名	性別	生年月日	年齢	住所	職業	推薦組織等名称	推薦分野	推薦理由	略歴	委員経歴	健康状態	委嘱

様式第2（第3条関係）

委 嘱 状

様

あなたを 警察署協議会の委員に委嘱します

委嘱期間は 年 月 日から 年 月

日までとします

年 月 日

三重県公安委員会 印

（規格A4）

発第 号
年 月 日

三重県公安委員会 様

警察署長

警察署協議会委員解嘱上申書

被上申者	氏 <small>フリ</small> が <small>ガ</small> 名 <small>ナ</small>	男・女
	住 所	
	職 業	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
	委嘱年月日	年 月 日
解嘱事由		
備 考		

（規格A4）

様式第4（第4条関係）

解 嘱 通 知 書

様

三重県警察署協議会条例第3条第4項の規定に基づき、警察署協議会の委員を解嘱します

年 月 日

三重県公安委員会 印

- 教示 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（規格A4）